

【研究論文】

1933年の児童及び青少年法における 少年裁判所と認可学校

—戦間期イギリスにおける「子どもの権利」—

永嶋 信二郎

The Juvenile Court and the Approved School on
Children and Young Person Act in 1933: rights of
children in interwar Britain

NAGASHIMA Shinjiro

【要 旨】

本稿では、戦間期における「子どもの権利」のイギリス的特質を明らかにするために、1933年に制定された児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校に焦点をあてて検討した。

世紀転換期のボーア戦争に伴う子どもの社会問題に対して1908年に設立した児童法では少年裁判所を設立することによって、成人と子どもの犯罪に対する処遇を分離するとともに、感化学校と産業学校の区分も緩められた。しかし、それらは非行や少年犯罪を罰するという視点で行われたものであった。

しかし、第一次世界大戦後の社会不安によって、非行や少年犯罪の問題が子どもに関する中心的な問題となるとともに、非行・少年犯罪の問題が家庭環境から生じるという視点が示された。そこで、ケアという観点から、英国では少年裁判所を社会福祉の機関として位置付けるとともに、ケアと保護を必要な子どもに処遇するために、感化学校と産業学校を統合して設立された認可学校を通して、彼らの社会復帰を支援した。それによって、彼らの生存と養育を保障することとなり、「子どもの権利」が保障された。

【キーワード】

「子どもの権利」、児童及び青少年法、少年裁判所、認可学校

【ABSTRACT】

The aim of this article is to clarify the rights of children in interwar Britain by analyzing the juvenile court and the approved school on Children and Young Person Act in 1933.

The Children Act was enacted in 1908 by arising social problems about children and young persons concerning the Boar War. This law prescribed the juvenile court and loosed the difference of the reformatory school and the industrial school. Moreover, juvenile offenders were separated from adult offenders by establishing the juvenile court. But juvenile offenders were punished by the juvenile court.

In interwar Britain, juvenile delinquency became social problem about children and young persons and was recognized as problems about family. Therefore, by the view of care to juvenile offenders, the juvenile court became the body of social welfare about juvenile offenders. And the reformatory school and the industrial school was integrated by the approved school.

【KEY WORDS】

the rights of children, Children and Young Person Act, the juvenile court, the approved school

1.問題設定

本稿では、戦間期における「子どもの権利」のイギリス的特質を明らかにするために、1933年に制定された児童及び青少年法（Children and Young Person Act）について検討する。具体的には、戦間期のイギリス児童福祉において「子どもの権利」が生じたことを1933年に制定された児童及び青少年法、特にその中の少年裁判所（juvenile court）と認可学校（approved school）の位置づけに焦点を当てることによって明らかにする。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

そのために、まずこれまでのイギリス児童福祉に関する研究と「子どもの権利」との関係について検討する。これまでのイギリス児童福祉の歴史に関する代表的な先行研究としては、Heywood(1959)、寺崎(1980)、桑原(1989)、Hendrick(1994)、Hendrick(1997)、秋元(2004)、田澤(2004)、Hendrick(2005)、田澤(2006)、金子(2009)、櫻谷(2009)、草野(2016)が挙げられる。しかし、これらの研究は、児童福祉の問題としては児童虐待に焦点を当てられており、イギリスにおいて「子どもの権利」がいつ成立したのかということについては検討されていない。例えば、秋元(2004)はイギリスの児童福祉の中でも児童保護手続きに焦点をあてて分析しているが、イギリスにおいて「子どもの権利」がどのように確立したのかという点については検討していない。また、田澤(2004)は「児童の人権」について言及しているが、「児童の人権」とは何かということについては明らかにしていない。

その中で、寺崎(1980)と草野(2016)では1908年に制定された児童法(Children Act)¹との関連で、イギリスにおける「子どもの権利」についての検討が行われている。

寺崎(1980)によると、1908年に成立した児童法は「子どもの権利」とは異なるものであると指摘している。また、寺崎(1980:270)によると、「1908年児童法は自由帝国主義的思想の中に位置づけられたものであり、自由帝国主義的児童観の直接の表現だったのである」と述べた上で、同書(1980:277)では、「1908年児童法は、自由帝国主義の思想の枠組みの中で、『帝国の観点』から構想された総合的青少年政策の一環として積極的に打ち出されたものであった」と述べている。よって、児童法の「究極の原理は『児童のため』ではなく『帝国のため』であり、児童は<帝國的民族>になるべき保護、矯正されたのである」と指摘したうえで、「1908年児童法が『子どもの権利を起点として』いるものでないことは、既に明らかである」と結論づけている。このように、寺崎は、1908年に成立した児童法は「子どもの権利」とは異なるものであると述べている。しかしこのように1908年の児童法において「子どもの権利」が成立しなかったのであれば、ではイギリスにおいて「子どもの権利」がいつどのように成立したのかということが問われてくる。しかし、寺崎

1 1948年に制定された児童法(Children Act)という同名の法律があることから、ここでは「1908年」という言葉を付記して述べることにする。ただ、1908年の児童法は児童「Child」だけではなく、青少年「Young Person」についても触れられているが、法律の名称が「Children Act」であり、「Young Persons」という言葉が使用されていないことから、児童法と訳す。

はそのことについては言及していない。

それに対して、草野 (2016 : 50) は寺崎の研究を検討したうえで、「サミュエルの立案から制定に至るまで、議会の中でどのような議論がなされたのか、児童法成立に関する具体的なプロセスは明らかとなっていない」ことを指摘したうえで「児童法の成立過程は、『すべての子ども』に当てはまるであろう規定を行っていく過程、つまり『虐待をうける子ども』『喫煙する子ども』『罪を犯した子ども』といったさまざまな『子ども』像を『すべての子ども』という普遍的なものとして統合していく過程であった」と述べている。また、草野 (2016 : 50-51) でCunningham (1991) の研究に対して「児童法においてはどのような『科学化』によって子ども像の統合が進んだのか、同法制定の根拠とされた『科学』の内実は明確であるとはいえない」と指摘したうえで、「『科学化』によって『子ども』の基準が構築されていく、その具体的なプロセスに着目」するとしている。そして、その結果として草野 (2016 : 61) は「処罰機能をもつ国家の法として成立することによって、この自明化された子ども像は強力な規範性をもつものとして構築されることとなった」と述べたうえで、1908年の児童法によって、『すべての子ども』は本来『守られる権利』をもっているのだという子ども像が構築された」と結論づけている。このように、草野は、1908年に成立した児童法によって「子どもの権利」が保障されたと述べている。しかし、草野は1908年の児童法で見出した「すべての子ども」という規範がどのように機能したのか、その機能の仕方が果たして「子どもの権利」と言えるものであったのか、特に社会経済的文脈に位置づけた場合にはどのように捉えられるのかについては明らかにしていない。以上の先行研究から、世紀転換期におけるイギリス児童福祉に関する立法である1908年の児童法によって、「子どもの権利」が存在したか否かについては明らかになっていないといえることができる。

それに対して、1933年に制定された児童及び青少年法²は、Bruce (1961=1984), Fraser (2017), Thane (1996=2000) といったイギリス社会政策史に関する通史において、戦間期におけるイギリス児童福祉を代表する法律として位置づけられている。また、特に Bruce (1961 : 255=1984:456) は、この法律を「時代の最高の叡智」(the best lights of the times) と評価している。さらに、秋元 (2004 : 69) は、この法律は1908年の児童法に次いで制定された児童に関する第2

² 児童及び青少年法においても、この1933年の法律以外にも複数存在することから、ここでは「1933年」という言葉を付記して述べることにする。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

の総合立法であると指摘する。さらに、秋元（2004:43）は児童の非行・犯罪、あるいは児童の放置・虐待といった児童保護の問題を対象とした子どもの利益・福祉という考え方の明確な制定法化は、1933年の児童少年法³の制定を待たなければならなかったという見解を示している。ただ、秋元（2004:43）はあくまで子どもの福祉を子どもの利益という観点から説明しており、「子どもの権利」という観点からの検討は行われていない。

そこで、本稿では、以上のような「子どもの権利」を巡る先行研究を踏まえたいうえで、イギリスにおける「子どもの権利」の所在を1908年の児童法に求めるのではなく、戦間期におけるイギリス児童福祉における代表的な法律であり、かつ1908年の児童法と並び称されるイギリス児童福祉の法律である1933年の児童及び青少年法に求め、この法律を検討することを通して、戦間期イギリスにおける「子どもの権利」を明らかにすることを目的とする。

その際に重要となってくるのは、非行や少年犯罪の問題である。なぜなら、Hendrick(1997:51)が指摘しているように、1920年代から1930年代にかけて政府は子どもの問題を主要な政策課題として位置付けていなかったにも関わらず、非行少年の問題に関しては熱心に取り組んでいたからである。このように、戦間期のイギリスにおいては、非行や少年犯罪の問題が、様々な児童福祉の問題の中でも、特に重要なものとして位置付けられていたのである。そこで、本稿では、この法律における「子どもの権利」そして戦間期イギリスにおける「子どもの権利」を明らかにする際には、この非行や少年犯罪の問題に主に焦点をあてて検討する⁴。

そして、そのような観点から1933年の児童及び青少年法から検討を行っていく際に重要となってくる施策が、少年裁判所と認可学校である。つまり、非行問題に焦点をあてて1933年の児童及び青少年法を検討する際には、この二つの制度が浮かび上がってくる。そこで、この二つの制度に焦点をあてて検討を行う。

ただ、そのためには、この二つの制度の前史として1908年の児童法を位置づけることが必要である。なぜなら、少年裁判所自体はこの法律によってできたものであるとともに、認可学校の前身である感化学校（reformatory school）と産業学校

³ 秋元（2004）は児童及び青少年法のことを「児童少年法」と述べている。

⁴ 浜井・横地（1999:62）は「この法律は、全体としてみれば少年司法に福祉的な考え方を組織的に取り入れたものにとらえることができる」と指摘しているが、その「福祉的な考え方」は何かということについては明らかにしていない。

(industrial school) の区別が1908年の児童法によって弱められたからである。しかし、少年裁判所の位置づけが1908年の児童法と1933年の児童及び青少年法では異なること、そして1908年の児童法では感化学校と産業学校の区別が弱められたにすぎず、認可学校という制度自体は存在しなかったことから、両法を同一のものとして位置付けることはできず、むしろそこには断絶が存在する。そこで、本稿では、1908年における児童法についても検討を行うが、あくまで1933年における児童及び青少年法の前史として捉えることとする。

2. 1908年児童法における少年裁判所の成立と感化学校・産業学校

(1) 児童法成立の背景—ボーア戦争と世紀転換期におけるイギリスの非行問題—

イギリスにおいて児童の問題が社会問題化したきっかけは、世紀転換期において発生したボーア戦争である。その際に、ボーア戦争で戦うために兵隊になることを志願した者の3分の1が不健康であると診断され、その結果として志願兵としては不適格であると判断されたことがイギリス社会の中で注目を集めた。そこで、このことをきっかけとして、イギリス国民の健康状態が果たして志願兵として身体面で適格な状態であるのか否かが問われるとともに、このような状態ではイギリスはドイツやアメリカなどに軍事面で敗北するのではないかという不安が惹起されることとなった。そこで、身体的能力を改善することと人口を増大させることがイギリス社会の中で唱えられるようになった。

また井野瀬 (2017: 335-346) が指摘するように、この時期には若者の非行・逸脱行為が「フリーガン」と呼ばれるようになった。井野瀬 (1992: 5, 12) によると、若者の非行は、1870年代ごろから、イギリス全土の都市で急増し、19世紀末から20世紀初頭にかけてイギリス全土にまたがる10代の若者の現象として拡大することとなった。そして、その中で井野瀬 (1992: v-vii) (1992: 12-13) によると、1890年代から「街頭で集団暴力をはたらく非行少年や若者たち」を意味する新しい英語として「フリーガン」という言葉が登場し、若者自らが「フリーガン」を積極的に名乗りだすとともに、中産階級の大人たちは、教育に囲い込まれて親や大人に従属し、服従する時期として承認された中産階級の若者概念には組み込まれない労働者階級の若者たちにとっての「若者期」に対し、嫌悪や恐怖の対象と看做して「フリーガン」という名称を与えた。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

(2) 保護観察法と感化学校

このような状況を受けて、非行や少年犯罪に関する法律として1907年に保護観察法が制定された。この法律は、犯罪に関わった児童や青少年を感化学校に送って矯正するという保護観察方式を導入したものである。

感化学校は1857年の青少年犯罪者法によって設立された施設であり、「不良」少年を「訓練」し、「矯正」する施設として位置付けられたものである。なお、Hendrick(1997:27-29)によると、この法律は非行を犯した児童と青少年を無知で、望ましくない経験をしていて、かつ大人としての知識を欠いた存在である労働者階級の児童とみなしたうえで、19世紀の文学に示されるようなロマンティックな子ども像を踏まえたうえで、労働者階級の子どもは家族の愛が必要な存在と看做していた。そして彼らに対して規律を課す形で指導することによって、彼らを中産階級の観念に従わせるということを意図していた。つまり、「感化学校」は非行をした子どもを労働者階級の子どもと位置づけたうえで、彼らに対して中産階級の見方に基づいてしつけをする施設として考えられていた。

(3) 1908年児童法とは何か

以上のような状況を受けて、1908年に児童法が制定された。この法律は(8 Edw. 7. CH. 67. :7)において「児童と青少年の保護、感化学校と産業学校、そして少年犯罪者に関する法律を統合・修正し、その他児童と青少年に関する法律を修正するための法律(An Act to consolidate and amend the Law relating to the Protection of Children and Young Persons, Reformatory and Industrial Schools, and Juvenile Offenders, and otherwise to amend the Law with respect to Children and Young Persons)」と記されているように、児童の保護と少年犯罪者の処遇並びに教育・訓練などの問題を包括的に捉えるために、養護が必要な児童、里親、そして養子などを対象としたうえで、児童と青少年の保護、感化学校と産業学校、少年犯罪者、そしてこれまでの児童と青少年に関する法律を修正し、統合するという性格を有していた。つまりこの法律は、これまでの児童福祉に関する法律を統合・修正したものであった。そのため、この法律は「児童憲章」と呼ばれることとなった。なお、(8 Edw. 7. CH. 67. :67)によると、児童法第131条では、児童(child)とは14歳未満の者をさし、青少年(young person)とは14歳以上16歳未満の者をさしていた。

(4)少年裁判所の設立

そして、この児童法によって設立されたのが、少年裁判所である。(8 Edw. 7. CH. 67. :59)によると、児童法第 111 条第 1 項では、少年裁判所に関して、次のように規定している。それは「児童または青少年に対する容疑を審理するとき、または児童または青少年に関する命令または許可の適用を審理するとき、児童または青少年の出席が求められる際には、即決裁判権の法廷は、児童または青少年が児童または青少年ではない他人と共同で罪を告発されたのでなければ、裁判所の通常の開廷される建物や部屋とは異なるところ、もしくは通常開廷される日時とは異なる日に開廷し、そのように開廷する即決裁判権の法廷はこの法律において少年裁判所として言及される」ということである。つまり、少年裁判所とは、児童と青少年が犯した罪に関しては、成人とは別の場所また別の日時で裁判を行うということであった。よって、少年裁判所とは、児童や青少年の犯罪に関する裁判を成人の犯罪と分けて行うために設けられたものであったといえることができる

また、児童の犯罪に対しては懲役刑を適用しないことも規定された。さらに、審理に関係がない成人は、少年裁判所に入室できないことになった一方、少年裁判所で裁かれる児童の両親も出廷することが求められ、犯罪を行った児童の両親には罰金を課せられることになった。

加えて、罪を犯した児童と青少年が少年裁判所の裁判が行われるまで待機する施設として少年拘留所(remand home)が警察の監督のもとで、大蔵省の補助金によって設立された。これまで裁判にかけられる児童と青少年は成人と同じ監獄に入れられていた。しかし、この法律によって、裁判だけではなく、監獄の面でも児童と青少年は成人と区別されて処遇されることになったのである。

(5)感化学校から産業学校への移行

感化学校と産業学校はその役割には違いがあった。例えば、感化学校は犯罪に関わった児童と青少年を収容するのに対して、産業学校は犯罪を未然に防ぐために無断欠席をするような「親の管理」を超える児童や少年、そして親からネグレクトされた児童や青少年など、その恐れがあると思われる児童や少年を収容する施設として位置付けられていた⁵。しかし、この法律によって、これまで感化学校に収容され

⁵(8 Edw. 7. CH. 67. :27)によると、児童法第 44 条では、感化学校は少年犯罪者に対して、産業学校は児童に対して職業訓練を行うとともに、衣食住を提供する学校として定義づけている。また、Gear (1999:12) は、産業学校は児童に対して就労のための準備をすること

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

ていた少年犯罪者を産業学校に移すことが可能となった。

(6)小括

世紀転換期のイギリスにおいてボーア戦争をきっかけとして児童の問題が社会問題化した。そして、特に少年の非行問題が社会問題化するなかで、1907年には保護観察法が制定され、非行を行った児童と青少年は、感化学校に送られることとなった。さらに、1908年の児童法では、少年裁判所が設置され、成人とは異なる扱いのもとで、児童と青少年の犯罪が裁かれるとともに、児童と青少年は少年拘留所に入れられるというかたちで監獄での処遇の面でも大人と異なる扱いをされることとなった。このように、1908年の児童法では、児童・青少年は成人と異なるかたちで裁判が行われ、監獄で処遇されることになった。さらに、少年犯罪者はこれまで感化学校で処遇されていたが、彼らを産業学校に移すことが可能となることで、少年犯罪者を処遇する感化学校と罪を犯すおそれがある児童と青少年を処遇する産業学校の区別が弱められることとなった。

このように、1908年の児童法によって、罪を犯した児童と青少年は成人と異なる扱いをされるとともに、彼らを産業学校で処遇することが可能になることで、いわば彼らは保護される対象として処遇される傾向が見られるようになり、犯罪者として扱われる側面が弱められた。しかし、児童法においては、そのように処遇するという側面があったとはいえ、非行や罪を犯した児童と青少年に対して罰を与えるという姿勢で対応していた点では変わりはなかった。その点で、1908年の児童法は、彼らに対しては罰を課すという対応に留まっていた⁶。

3. 戦間期イギリスにおける非行問題と児童及び青少年法への途

(1)第一次世界大戦後における非行や少年犯罪の実態

戦間期になると、ボーア戦争に象徴されるような児童や青少年の栄養や健康という問題は背景に退くこととなった。しかし、非行や少年犯罪の問題が児童を巡る問題の中心として新たに位置付けられることとなり、1908年における児童法の限界が指摘され始めた。そしてそのことを契機として1933年に児童及び青少年法が制定さ

をその主要な目的の一つとしていたと指摘している。

⁶ そのことは、中産階級が抱く子どもの観念に労働者階級の子どもを従わせることを意味していた。

れることとなった。では、この間において、どのように児童法の限界が明らかとなり、児童及び青少年法が制定されることになったのだろうか。まず戦間期における非行や少年犯罪の実態について検討する。

Hendrick(1994 : 177) (2005 : 113)によると、罪を課された 16 歳未満の児童や青少年の数は 1916 年までは毎年 37500 人 (件) であったが、1917 年にはそれが 51000 人 (件) へと急増した。その結果、このように増加していった非行や罪を犯した児童と青少年は感化学校や産業学校に送致されていくこととなった⁷。このように、第一次世界大戦直後において少年犯罪の数が増加した結果、感化学校と産業学校に入所する児童や青少年の数も増大することになった。

しかし、(Hansard, Series 5 Vol. 261, col. 1186)によると、1932 年 2 月 12 日の下院における児童及び青少年法案の第 2 読会においてリーズ・デイビス議員は、裁判にかけられた少年犯罪者の数は、1917 年の 51323 人から 1929 年には 23787 人に減少していると指摘している。さらに、彼は失業の波がこの国を押し寄せ、多くの良き若者が仕事を見つけることができない中、人口も増加していることから、少年犯罪者の割合が下がっていることを指摘している。このように、第一次世界大戦後においては少年犯罪の数は増加したが、戦間期においてはその数が減少することになった。

(2) 非行・少年犯罪に対する捉え方の変化

このような非行や少年犯罪を巡る状況のなかで、非行や少年犯罪の問題は次第に心理学や精神医学の観点から捉えられるようになった。

イギリスでは 1880 年頃から心理学が児童の研究に取り入れられるとともに、心理学や児童精神医学の発達によって、児童の知的・精神的領域に対する関心が強められ、これらの動きがいわゆる「チャイルド・ガイダンス」運動として展開されることとなった⁸。その中で、「正常な家族生活」が「正常な児童期」をつくるという考え方が支配的となっていき、「正常な」家族、そして児童ではないということが少年非行の原因とみなされるようになった。そこで、児童や青少年の犯罪は、子どものときに必要な家庭環境や社会的体験が欠如したことによって生じたものであると捉えられるようになった。そして、Hendrick(1994 : 177) (2005 : 113)にあるように、

⁷ それに伴い、感化学校と産業学校の中で鞭打ちの体罰を受けた児童の数も 1910 年の 1702 人から 1916 年の 4864 人に増加した。

⁸ 「チャイルド・ガイダンス」運動については、Hendrick(2016 : 51-55)を参照。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

1920年代半ばになると、非行を家庭環境と家族関係から捉える見方から心理学的な分析に依拠したものへと移行していくこととなった。

その代表的な著作としては、1925年に公刊されたロンドン大学教授の心理学者であるシリル・バート(Burt, Cyril)による『少年の非行』⁹を挙げることができる。Burt(1925:599-600)は「犯罪は単一の要因で起こるのではなく、広範かつ多様な要因が集まって出てきたものであり、暴力的な反応も破壊的な要素が同時に発生したことの結果である」と述べている。このように、彼は児童や青少年の非行や犯罪が複合的な要因によって起こるものであることを指摘する。また、Burt(1925:610)は、「若者における非行の問題は、より大きな事業である児童福祉とまさに不可分のものであると考えられる。児童の犯罪は、警官や少年裁判所のみで扱われる独特かつ明確に独立した事象ではない。ソーシャルワークのあらゆる側面に触れるものである。児童と公的に関わる教師、ケア委員会のワーカー、治安判事、保護観察官はお互いだけでなく、児童の日々の生活をよりよくすることを求めるすべての公的かつボランタリーな、クラブ、団体、機関とともに、親密に働いているべきである」と述べ、児童や青少年の非行は児童福祉やソーシャルワークに関わる問題であると述べている。

さらに、Burt(1925:610)は、「非行少年は特有の気質、困難、彼自身の問題を持っている独特の人間である」と述べている。このバートの見解は、Hendrick(1994:177)が述べるように、裁判所の前に連れてこられる児童や青少年は、特有の気質、困難、自分自身の問題を抱えていることから、精神、身体、そして環境(surrounding)の調査を受けるべきであるという見方を示している。

このように、バートは児童や青少年の非行や犯罪は複合的な要因で起こるとともに、児童福祉やソーシャルワークに関わる問題としたうえで、非行や犯罪を行う児童や青少年は彼ら特有の問題を抱えていることから、彼らの精神、身体、環境を調査することが必要であると主張した。

(3)1925年の「犯罪少年に関する委員会」における少年裁判所と認可学校

以上の状況を踏まえて、内務省は、1908年の児童法が児童のニーズに対応していないとして新たな法律を制定することとなった。そこで1925年に内務省で「犯罪少

⁹ Burt(1925:vii)は「この本は少年犯罪の心理学を問題としたものである」と述べている。

年に関する委員会」が設立され、少年犯罪者と犯罪には関わっていないが「保護と訓練」のニーズがあると思われる若者の処遇に関する調査を行うとともに、少年裁判所について検討がなされることとなった。

その結果、戦間期における非行と処遇に関する論点が以下のように示されるとともに、児童法による処遇方法の問題点が指摘された。まず、多くの児童や青少年が両親による後見がなく、望ましくない環境のなかにおかれていることによって、彼らが非行や犯罪を行う集団にいきつくことになってしまっていると指摘した。次に、彼らが罪を犯していないことなどから少年裁判所の対象となっておらず、その結果として少年裁判所が彼らを保護することができていないことが指摘された。

そこで、同委員会は、少年裁判所に対して次のような場合において適切な手段をとるべきであると提言した。第一に、17歳未満の児童と青少年のうち、親または後見人がいない場合、またはいたとしても児童や少年を世話するには不適格であること、もしくは適切な保護をすることができないことによって、不良集団に所属してしまい、その結果、道徳的な危険にさらされている場合である。第二に、17歳未満の児童と青少年のうち、虐待や性的犯罪のような罪を犯す家庭に暮らしていて、少年裁判所がこれらに該当する児童と青少年を保護する義務を果たさなければならぬと指摘された場合である。

そして、以上のことを踏まえて、この委員会では、これまでも少年裁判所は非行少年の犯罪に対して大人とは別の扱いをしていたが、罪を裁くという点では大人に対する裁判所と同様のものであった。そこで、この委員会では、少年裁判所は成人の裁判所と区別すべきであると提言した。具体的には、非行は心理的かつ社会的条件によってもたらされるものであることから、少年裁判所は、有罪か無罪かを定めるだけの成人の裁判所と同様の機能を果たす所ではなく、社会福祉に関わる所であると指摘された。よって、少年裁判所では裁判を行ったうえで有罪か無罪かを確定することになるが、その後は児童の福祉を最優先したうえで、彼らに対する適切な処遇を決めていくこととなったのである。

次に、同委員会は、産業学校と感化学校を廃止して、それらを内務省が認可した学校に統合すべきであると提言した。そして、その統合された学校では、児童や少年を「処罰」するのではなく、彼らを「処遇」することが示された。そして、彼らは家庭での監督が不十分であることから、そこで彼らに対して職業訓練を行うべき

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

であると提言されたのである¹⁰。

4. 1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

(1) 1933年の児童及び青少年法の対象

この「犯罪少年に関する委員会」の提言に基づいて、1933年に児童及び青少年法が成立した。そこで、ここでは、この法律の特徴について検討する。

まず、この法律によって児童と青少年の対象が拡大されたということである。(23 Geo. 5. CH. 12. :83)によると、この法律では8歳以上14歳未満の者を「児童」と定義された。それによって、これまで刑事責任が問われる年齢は7歳であったが、(23 Geo. 5. CH. 12. :38)にあるように、児童及び青少年法第50条に基づいて8歳に引き上げられた。また、(23 Geo. 5. CH. 12. :84)によると、14歳から17歳未満までの者を「青少年」と定義づけられた。それによって、少年裁判所における保護の対象が16歳未満から17歳未満に引き上げられることとなった。

なお、少年裁判所における保護の対象が16歳未満から17歳未満に引き上げられたことについては、(Hansard, Series 5 Vol. 261, col. 1174)によると、児童及び青少年法案が審議される過程において、内務省事務次官であるオリバー・スタンリーが次のようなことを指摘している。彼は1932年2月12日の下院における児童及び青少年法案の第2読会で「この年齢にすることにおいて、少年裁判所に多数の未熟な16歳の男子と女子が連れてこられる」ことになると述べている。しかしスタンリーは、それとともに「バランスの上で我々が選択するこの過程が最善である」と付言した。

また、(23 Geo. 5. CH. 12. :42-43)によると、児童及び青少年法第61条第1項において、この法律が対象とする児童や青少年として「ケアや保護が必要な児童または青少年」(a child or young person in need of care or protection) という概念が示されるとともに、この「ケアや保護が必要な児童または青少年」の概念が次のように定義づけられた。第一に、「両親または保護者がいない」児童と青少年、「ケアや後見を行うには不適當な親や保護者を持つ」児童と青少年、「適切なケアや

¹⁰ なお、ネグレクトされた児童は、冒険心のある子やいたずらをするような子を訓練するよりもそのような処遇に応じることができないことから、冒険心のある子やいたずらをするような子よりも難しいところがあると指摘されている。

後見が行われていない者であり、そのために、不良集団に属したり、道徳的な危険にさらされたり、手に負えないような」児童と青少年のことである。第二に、「この法律の別表1で述べられている犯罪に関する」児童と青少年、「そのような犯罪に関与した児童や少年と同じ世帯の一員である」児童や少年、「児童と青少年に関するそのような犯罪に関して有罪を宣告された者と同じ世帯の一員である」児童と青少年、「同じ世帯の別の女性に関して、1908年の近親相刑罰法の下での罪に関与した者の世帯の女性である」児童と青少年である。第三に、(教育を受けることから児童を妨げる浮浪者の刑罰に関する)この法律の第10条に関する罪に関する児童」である。

また同条第2項では前項の「道徳的な危険」について触れており、「児童または青少年が困窮であること、または定住するところと手持ちの生活手段がなく放浪していること、または(歌ったり、演じたり、演奏したり、または商売のために何かを提供するというまねがあろうがなかろうが)物乞いをして、施しを受けていること、もしくはそのような物乞いまたは施しを受け取るためにぶらついていること」という事実が発見されれば、その事実は(先述の(a)¹¹の一般規定の既得権を侵さずに)彼が道徳的危険にさらされているということの証拠となる」と述べている。

このように、「ケアや保護が必要な児童または青少年」とは、両親や保護者がいない児童または青少年、いても適切なケアや後見をさせてもらえない児童または青少年、犯罪に関与している児童と青少年、犯罪に関与した児童や青少年と同じ世帯の一員である児童と青少年、児童と青少年に関する犯罪をした者ともに暮らす児童と青少年、放浪や物乞いをして、施しを受けている児童と青少年のことであった。よって、この法律の対象である「ケアや保護が必要な児童または青少年」は、非行少年や少年犯罪者だけではなかった。

(2)子どもの福祉としての少年裁判所

次に、この法律では、1908年の児童法によって成立した少年裁判所が、彼らに対して「児童の福祉」を行う施設として位置付けられたことである。例えば、(23 Geo. 5. CH. 12. :33)によると、児童及び青少年法第44条第1項では、児童と青少年を扱うすべての裁判所は、「児童または青少年の福祉」(the welfare of the child or young person)について考えるべきであり、彼らを望ましくない環境から取り

¹¹ 「両親または保護者がいない」児童と青少年と「ケアや後見を行うには不適當な親や保護者を持つ」児童と青少年のことである。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

除き、教育と訓練を行うために適切な対策を確保すべきである、と記されている。さらに、少年裁判所において児童や少年の裁判を担当する治安判事は、児童や少年の利益に精通している専門家によって構成されるとしている。

それに加え、児童と青少年と成人が共同で行った事件の裁判に関しては、成人が21歳未満の場合には、通常の裁判所ではなく、少年裁判所で裁判が行われることとなった。また、成人の裁判所で児童が証言する際には、裁判所は他の人々を退廷させる権限が与えられることとなった。なお、児童と青少年に対して刑を下すときは、有罪であることを決定するとか、刑を宣告するという表現ではなく、有罪であることを認定する、また有罪の認定に基づく命令という表現が用いられることとなった。

(23 Geo. 5. CH. 12. :77)によると、児童及び青少年法第77条第1項では「カウンティとカウンティバラは地域のために少年拘置所を設置する義務」があるとされている。このように同法によって少年拘置所を管理する権限が警察から地方当局に移されることとなったため、地方当局は児童と青少年を裁判にかける責任を負うこととなった。そこで、地方当局は、彼らの健康、性格、学校教育、家庭的背景に関する情報を記した調書を作成し、少年裁判所に対して提出することになった。

(3)認可学校の創設

こうして児童及び青少年法によって、少年裁判所は児童福祉の観点から児童と青少年を処遇するとともに、彼らに適切な教育や訓練を提供する機会を確保するように努力することが義務付けられたが、それでは少年裁判所はどのようなかたちで適切な教育や訓練を提唱する機会を彼らに対して提供したのであろうか。

(23 Geo. 5. CH. 12. :43)によると、児童及び青少年法第62条(a)に基づいて、少年裁判所は、ここに連れてこられた児童と青少年についてケアや保護が必要と判断した場合には、彼らを認可学校に送るとともに、そこで職業訓練を施すこととなった。つまり、この法律において、認可学校は、児童や青少年に対して教育や訓練を行う施設として位置付けられたのである。これまで、非行や罪を犯した児童や青少年に対しては、感化学校と産業学校に入所するというかたちで処遇していた。しかし、この法律によって、この感化学校と産業学校が廃止され、それらは共に認可学校に変更されたのである。

このような施設として認可学校が設立された背景としては、次のようなことがあった。(Hansard, Series 5 Vol. 261, col. 1179-1180)によると、児童及び青少年法案が審議される過程において、内務省事務次官であるオリバー・スタンリーは、1932

年2月12日の下院における児童及び青少年法案の第2読会で、産業学校と感化学校が「認可学校」になった経緯や要因として、以下のように述べている。

まず彼は、感化学校は少年犯罪者のためのボランティアな組織であるのに対して、産業学校は貧民学校を起源とするところから、犯罪者ではなく、貧民に対する教育をする所であると指摘している。よって、産業学校はネグレクトされた児童、12歳未満の犯罪者、そして14歳未満までの初犯の者のために使用できるとともに、感化学校は他のタイプの犯罪者が使用できると述べている。しかし彼によると、その違いはうわべにすぎず、訓練、教育、施設の中の生活という点では両者は同じであると指摘している。さらに、ネグレクトされた者と犯罪者は、共に保護と罪という要因でそれらの施設に入ることによって自由がない状態となり、そのことで苦しまなければならないが、両者とも「良き市民」(decent citizen)になるための機会を与えられるべく、彼らを処遇するという共通の目的があると指摘する。そこで、彼はこれらを廃止して、認可学校という一つのものにしたと述べている。

また(Hansard, Series5 Vol.261, col.1180)によると、スタンリーはこれらの措置に対して、罰としての学校と保護のための学校を同じ学校として一緒にすることは浅はかであつ不公平であるとともに、それによって貧しいネグレクトされた児童が悪い少年犯罪者に汚されてしまうという批判に対して次のように反論している。彼は、ネグレクトされた児童が罪を犯していないのは幸運であるにすぎないと述べたうえで、家庭で長年ネグレクトされ、劣悪な環境に置かれている児童は、少年犯罪者よりもつらい悲しみに打ちひしがれていると主張する。よって、彼はネグレクトされた児童と少年犯罪者が同じ学校にいることによって、ネグレクトされた児童が苦しい思いをするということを信じることはできないと述べている。

このように、この法律の制定過程から、感化学校と産業学校を統合して認可学校を設立した背景には以下のような事情があつたことが見て取れる。それは、感化学校と産業学校における目的と処遇内容は共通していることから、これらの区別は形式上のものにすぎず、それらに入所している児童や青少年に差異がないことから、感化学校と産業学校を廃止して、新たに認可学校を設立したということである。

また、これまで感化学校と産業学校はボランティアセクターとして存在していたが、(23 Geo. 5. CH. 12. :55-56)によると、児童及び青少年法第79条第1項では「この法律を履行して送られてきた者の教育と訓練を行うことを意図する学校の管理者は、この目的のための学校であると認可されるために内務省に申請しなければならず、内務省は自らが適切と考えるような調査を行った後に、その目的のための

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

学校であることを認可し、管理者に対して認可の証書を発行する」と規定している。このように、認可学校は内務省が管轄する施設となった¹²。

ただ、(23 Geo. 5. CH. 12. :47)によると、児童及び青少年法第68条第1項では、児童と青少年を認可学校に入ることを命ずる前に、裁判所は彼の宗旨を確かめるように努めるべきであるとしている。また、第2項では、送致先の認可学校を決める際には、その者が属している宗旨を対象とした学校を選ぶことになるとしている。さらに、(23 Geo. 5. CH. 12. :33)によると、児童及び青少年法第44条第2項には、裁判所は、10歳未満の児童については、彼のケアを喜んで引き受けてくれる宗旨が合う者がいないことを含めて、裁判所が別の方法で適切に取り扱うことができないという理由がない限り、認可学校に送ることを命じてはならないとしている。このように、少年裁判所は児童や青少年を認可学校に送る際には、彼らの宗旨を尊重したうえで行っていた。

なお、少年が14歳以上の場合には、最大3年間拘留されることとなり、その年齢に達しない場合には、より長い期間にわたって拘留されることとなった。さらに、18歳から19歳までの間は、認可学校の管理者が認可学校に引き戻す権限を持つ形で、学校外で指導を行うこととなった。このことについて、スタンリーは(Hansard, Series 5 Vol. 261, col. 1180-1181)において、次のように指摘している。彼は、現状では16歳までに少年(boy)は産業学校に送られることが慣習となっていて、19歳に満たない者は3年未満または5年以上期間にかけて感化学校に入るといふ裁判所の決定がなされているが、この法律によって、この裁判所の決定を廃止し、認可学校に少年を引き渡す際には、裁判所が拘留の期間を特定せず、その期間は自動的に決まることとした上で、14歳未満の場合には3年間または学卒年齢である14歳に到達するまで拘留されるとともに、19歳以上ではない青少年の場合にも3年間拘留されると指摘する。そして、児童や青少年の場合には、彼らの中で将来の雇用が見えてきて、さらなる職業訓練を求めている場合に限り、さらに6カ月間、内務省の同意のもとで彼らを拘留することができると指摘する。また、スタンリーはこのように期間を定める理由として、「良き市民」に変わるのに十分な期間を超えて、認可学校に送ることはよくないという公的な理解を作りたいことを挙げた。そして、彼は、6か月またはそのたぐいの期間という短期間に認可学校で訓練すること

¹² なお、(23 Geo. 5. CH. 12. :56-57)によると、児童及び青少年法第80条に基づいて、この「認可学校」は地方自治体が運営することとなった。

を意図した短期間だけ認可学校に拘留する試みであると述べている。このように認可学校への拘留期間は、裁判所の判断によって不必要に長期間拘留されることなく、あくまで「良き市民」になるために必要な職業訓練の期間だけとなった。

(4) 認可学校の実態

このように 1933 年の児童及び青少年法によって、少年裁判所は子どもの福祉の観点から、「ケアと保護が必要な児童または青少年」を認可学校に送り、そこで職業訓練を行うことになった。では、その認可学校の実態はどうだったのであろうか。

(Hansard, Series5 Vol. 324, col. 1386-1387)によると、1937 年 6 月 4 日の下院において、ゴールディ議員は、認可学校における教育訓練の問題を指摘している。それによると、認可学校に來ている少年のほとんどが工業地域から來ているにも関わらず、教育訓練のほとんどが農業の訓練となっているために、17 歳になって認可学校を出て労働市場に解き放たれたとしても、すでに手に職を付けるための予備的な訓練を受けている少年と競争することができず、心を失ってしまい犯罪に手を染めることに逆戻りしてしまうことが指摘され、常習的な少年犯罪の原因は悪い訓練にあると批判している。このように、認可学校における職業訓練は労働市場の実態にあったものにはなっておらず、その結果、認可学校を出た青少年は再び罪を犯すことになった。このことから、認可学校における職業訓練の効果はあまりなかったといえることができる。

(5) 小括

第一次世界大戦後のイギリスにおいて、非行や少年犯罪が増加した。そして、心理学や精神医学の知見から、非行や少年犯罪は、児童や青少年が家族などの自らをとりまく環境に適応できないことによって生じるものであると捉えられるようになった。

そのような見方の影響を受けるとともに、以上のような状況のなかで児童法による対応に限界がみられるようになったことによって、1925 年に「犯罪少年に関する委員会」が設立された。そして、その委員会では、児童法における児童の処遇方法の問題点として、少年裁判所と成人の裁判所の区別が不十分であることを指摘したうえで、少年裁判所を児童と青少年に対する社会福祉の機関と位置づけるとともに、彼らに対して感化学校と産業学校を統合した施設で職業訓練を行うことが提言された。

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

その提言を受けて、1933年に児童及び青少年法が成立した。まず、この法律によって、8歳以上14歳未満の者を「児童」、そして14歳から17歳までの者を「少年」として位置付けたうえで、少年裁判所における保護の対象を16歳から17歳に引き上げた。また、この法律では、「ケアや保護が必要な児童または青少年」がその対象として設定され、少年犯罪者、ケアや後見が受けられない者、犯罪者とともに暮らしている者、そして物乞いや施しを受けている者が「ケアや保護が必要な児童または青少年」として位置づけられた。そして、少年裁判所を「ケアや保護が必要な児童または青少年」の福祉を行う施設として位置付けたうえで、上記の者たちを感化学校と産業学校を統合した認可学校に送致し、そこで彼らに対する職業訓練を行うことで、「良き市民」への転換を行う取り組みがなされた。しかし、その実態は彼らが職を得るという点では適切と言い難いもので、その結果、再び犯罪に手を染めて、常習犯となる者も出てきた。つまり認可学校の職業訓練によって「ケアや保護が必要な児童または青少年」が「良き市民」となることはできなかつたと言えよう。

このように、1933年に制定された児童及び青少年法は、非行や罪を犯す児童や青少年に対して刑罰を課すのではなく、彼らの福祉を実現する観点から対応した。つまり、この法律は彼らの生存や養育環境を保障するためのものであったといえる。そこで、少年裁判所を彼らの福祉を保障するための機関として位置づけるとともに、それを具体化する施設として、認可学校が感化学校と産業学校を統合する形で設立されたのである。

なお、認可学校が内務省によって管轄される施設となったことも、そのような流れの中に位置づけることができる。なぜなら、高田（2001）（2012）が指摘する「福祉の複合体」の中では、これまで感化学校や産業学校としてボランティアセクターとして位置づけられていたものが、この法律によってそれらを統合した認可学校となることによって、政府（内務省）が管轄する施設となったからである。そのことによって、非行や罪を犯す児童と青少年の生存と養育環境を国が責任をもって保障することになった¹³。

5. 結語

¹³ 秋元（2004：116）は「1933年児童少年法は、司法的対応を中心に構成されていたこれまでの児童福祉制度に行政機能を導入することによって、施策上の力点を司法的関与から行政的関与へと移行させるきっかけをつくった」と指摘する。

世紀転換期に起こったボーア戦争によって児童の問題が社会問題化するなかで、1908年に児童法が制定されるとともに、この法律に基づいて少年裁判所が設立された。それによって、児童・青少年の犯罪は成人の犯罪と異なるかたちで刑罰が課されることとなった。その後、第一次世界大戦後に非行と少年犯罪が社会問題化するなかで、心理学や精神医学のアプローチに基づいて、非行や少年犯罪は児童と青少年の福祉という観点から捉えられるようになった。そして、その視点を基にして1933年に児童及び青少年法が制定された。そして、この法律によって、少年裁判所は「ケアや保護が必要な児童または青少年」の福祉を実現する機関として位置づけるとともに、感化学校と産業学校を統合して認可学校を設立することによって、少年裁判所から送られてきた児童と青少年に対して職業訓練が行われることになった。それによって、非行や罪を犯した児童や青少年の生存や養育環境が保障されることとなったが、その実態をみると、彼らの生存や養育環境を保障する点では不十分なものであった。

ではこの児童及び青少年法は、イギリスの児童福祉において「子どもの権利」を実現するという観点からみた場合には、どのように捉えることができるのだろうか。そして、そのことから、イギリス児童福祉において「子どもの権利」が展開されるという観点からみた場合に、戦間期という時期はどのように捉えることができるのだろうか。

表 1 戦間期イギリスにおける「子どもの権利」

| 根拠法 | 「子どもの権利」のイギリス的特質 |
|---|--|
| 1933年 児童及び青少年法 (Children and Young Persons Act) | 少年裁判所が非行や少年犯罪を行った児童と青少年を子どもの福祉の観点から「ケアや保護が必要な児童または青少年」と位置づけ、感化学校と産業学校を統合して認可学校に彼らを引き渡して、そこで教育・訓練を施すことで、彼らの生存や養育環境を保障し、そのことを通して「子どもの権利」が保障された。しかし、その実態は認可学校における教育訓練が適切なものではなかったため、彼らは「良き市民」になることができず、「子どもの権利」を保障するという点では実は不十分なものであった。 |

そのような観点で戦間期を捉えると、その果たした役割は、表1のように捉えることができる。このように、1933年の児童及び青少年法は、非行や罪を犯した児童と青少年に懲罰的に対応するのではなく、福祉の観点から処遇することとなったと

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

いうことができる。確かに1908年の児童法においても、児童や青少年の犯罪に対しては少年裁判所を設立したうえで、大人とは異なる扱いとすることで、彼らを保護するということは行われていた。しかし、1908年における児童法の段階では、あくまで非行や罪を犯した児童と青少年に対して刑罰を課すという対応に終始していた。そして、その点では、大人への対応と変わりはなかった。よって、1908年の児童法はこのようなかたちで児童や青少年を保護したとしても、それはあくまで中産階級の観点から労働者階級の子どもを処罰するという対応に留まっており、非行や罪を行った児童や青少年を大人と同様に犯罪者とみなした上で、彼らに対して刑罰を課すというかたちで処遇をしていたことには変わりがなかった。よって、「子どもの権利」を保障するという点では限界が存在した。さらに、この法律によって感化学校に入所する児童や青少年が産業学校に移ることができるようになったが、非行や罪を行った児童や青少年に対して感化事業を行う感化学校とその恐れがある児童や青少年を処遇するという産業学校という区別自体は存在していた。その点でも、1908年の児童法は「子どもの権利」を保障するという点では限界が存在した。

しかし、1933年の児童及び青少年法では、少年裁判所を福祉の機関と位置づけるとともに、感化学校と産業学校を廃止して、それらを認可学校に統合したうえで、少年裁判所がその認可学校に非行や罪を行った児童と青少年を送り、そこで彼らを収容したうえで教育・訓練を施すことによって、非行や罪を犯した児童と青少年の生存や養育環境を保障する取り組みが行われることとなった。ただ、先述のように、その実態は「子どもの権利」を実現するという点ではまだ不十分なものであった。しかし、戦間期のイギリスにおいては、非行や少年犯罪の問題を通して、児童と青少年の生存や養育環境を保障することで「子どもの権利」が保障されることになった。そこに戦間期における「子どもの権利」のイギリス的特質が存在すると言えるであろう。

文献目録

8 Edw. 7. CH. 67. Children Act (1908)

23 Geo. 5. CH. 12. Children and Young Person Act (1933)

Parliamentary Debates (Hansard), Series 5 Vol. 261

Bruce, M. (1961) *The Coming of the Welfare State*, Batfold (秋田成就訳 (1984) 『福祉国家への歩み イギリスの辿った途』法政大学出版局).

- Burt, C. (1925) *The Young Delinquent*, University of London Press.
- Cunningham, H. (1991) *The Children of the Poor: Representations of Childhood since Seventeenth Century*, Blackwell
- Fraser. (2017) *The Evolution of the British Welfare State, 5th ed*, Palgrave.
- Gear, G C., (1999) *Inndustrial Schools in England, 1857-1933 'Moral Hospitals' or 'Oppressive Institutions'?* Unpublished DPhil thesis, University of London.
- Gilbert, B. B., (1970) *British Social Policy 1914-1939*, B. T. Batford Ltd.
- Gilbert, B. B., (2019) *The Evolution of National Insurance in Great Britain: The Origins of the Welfare State, 2nd ed*, Edward Everett Root Publishers.
- Hendrick, H., (1994) *Child Welfare : England 1972-1989*, Routledge.
- Hendrick, H., (1997) *Children, Childhood and English Society 1880-1990*, Cambridge University Press.
- Hendrick, H., (2005) *Children, Welfare: Historical Dimentions, Contemporary Debate*, Policy Press.
- Hendrick, H., (2016) *Narecissistic parenting in an Insecure World: a History of Parenting Culture 1920s to Present*, Policy Press.
- Hendrick, H., ed., (2005) *Child Welfare and Social Policy*, Policy Press.
- Heywood, J. S. (1959) *Children in care : the development of the service for the deprived child*, Routledge & K. Paul (内田守訳 (1971) 『イギリス児童福祉発達史』 ミネルヴァ書房)
- Humphries, S., (1981) *Hooligans or Rebels?: An Oral History of Working-Class Childhood and Youth 1889-1939*, Blackwell (山田潤・P. ビリングスリー・呉宏明監訳 (1990) 『大英帝国の子どもたち 聞き取りによる非行と抵抗の社会史』 柘植書房)
- Mitchell, B. T. (1988) *British Historical Statistics*, Cambridge University Press
- Thane, P., (1996) *The Foundations of the Welfare State 2nd*, Longman (深澤和子・深澤敦監訳 (2000) 『イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景』 ミネルヴァ書房)
- 秋元美世 (2004) 『児童青少年保護をめぐる法と政策 イギリスの史的展開を踏まえて』 中央法規出版
- 井野瀬久美恵 (1992) 『子どもたちの大英帝国 世紀末、フリーガン登場』 講談社
- 井野瀬久美恵 (2017) 『興亡の世界史 大英帝国という経験』 講談社
- 金子光一 (2009) 「イギリスの児童福祉領域における国家責任主義への移行過程」 『東洋大学

1933年の児童及び青少年法における少年裁判所と認可学校

社会福祉研究』2. 42-53

草野舞（2016）「イギリス児童法（1908）成立過程における子ども像の統合—『子ども期の科学化』の内実—」『教育基礎学研究』14, 49-63,

桑原洋子（1989）『英国児童福祉制度史研究』法律文化社

櫻谷眞理子（2009）「イギリスの児童保護の現状と課題—ビクトリア・クリンビエ，バービー P 事件を基に—」『立命館産業社会論集』45（1）

高田実（2001）「『福祉国家』の歴史から『福祉の複合体史』へ」社会政策学会編『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房

高田実（2012）「『福祉の複合体』の国際比較史」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房

高田実・中野智世編（2012）『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房

田澤あけみ（2004）「社会福祉制度草創期における児童保護サービスの意図と特色—親の『モラル改善』から—」『哲学』112. 33-64

田澤あけみ（2006）『20世紀児童福祉の展開—イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版

田邊泰美（2006）『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』明石書店

寺崎弘昭（1980）「イギリス 1908 年児童法と H. サミュエル—自由帝国主義と児童政策」『東京大学教育学部紀要』第 20 巻

浜井浩一・横地環（1999）「連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇」『法務総合研究所研究部報告』5, 53-99.

【付記】

本稿は 2022 年度名寄市立大学特別枠支援研究「イギリスの社会保障思想と現代の社会保障思想における連続性と断絶性に関する研究」（研究代表者：永嶋信二郎）と関連する研究成果の一部である。